[廃棄物焼却炉]　平成２８（２０１６）年度

富士工場（吉永）

１　施設名称：　4号焼却炉

（1）処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第１２条の７の２第１項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	403	403	286	940	545	635	657	505	206	379	343	329	5,631
木くず	t／月	32	32	15	28	33	19	32	31	25	23	22	22	315
紙くず	t／月	1,042	1,183	836	1,030	1,107	1,239	1,479	1,271	791	950	834	1,001	12,762
廃プラ	t／月	785	758	450	649	685	892	971	979	553	635	659	745	8,760
その他	t／月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	t／月	2,262	2,376	1,587	2,646	2,371	2,785	3,140	2,785	1,575	1,987	1,858	2,096	27,468

（2）燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第１２条の７の２第１項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	フリーボード部	バグフィルター入口	排脱出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※　焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

（3）冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第１２条の７の２第１項ハ】

設備（場所）	・ﾊﾞｸﾞﾌｨﾙﾀｰ下部ﾎｯﾊﾟｰより		
除去した日	連続抜出		

（3）煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年以上）、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）（1回/6か月以上）【規則第１２条の７の２第１項二】

ばい煙（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		4月20日	6月10日	8月25日	10月7日	12月8日	2月10日						
	結果の得られた日		4月25日	6月15日	8月29日	10月14日	12月15日	2月15日						
	基準値	単位	測定結果											
硫黄酸化物	141以下	ppm	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満						
ばいじん	0.08以下	g/Nm3	0.01未満	-	-	0.01未満	-	-						
窒素酸化物	250以下	ppm	49	-	-	54	-	-						
塩化水素	700以下	mg/Nm3	1.4	2.1	1.3	10	1.0未満	1.7						

ダイオキシン類（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		2月4日											
	結果の得られた日		2月27日											
	基準値	単位	測定結果											
	1.0以下	ng-TEQ/Nm3	0.82											

[廃棄物焼却炉]　平成２８（２０１６）年度

富士工場（吉永）

１　施設名称：　5号焼却炉

（1）処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第１２条の７の２第１項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	12,492	15,463	7,128	9,930	12,237	11,476	13,323	12,143	8,297	9,783	10,067	10,635	132,973
木くず	t／月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	t／月	12,492	15,463	7,128	9,930	12,237	11,476	13,323	12,143	8,297	9,783	10,067	10,635	132,973

（2）燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第１２条の７の２第１項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	フリーボード部	バグフィルター入口	排脱出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※　焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

（3）冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第１２条の７の２第１項ハ】

設備（場所）	・ﾊﾞｸﾞﾌｨﾙﾀｰ下部ﾎｯﾊﾟｰより		
除去した日	連続抜出		

（3）煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年以上）、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）（1回/６か月以上）【規則第１２条の７の２第１項二】

ばい煙（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		4月19日	5月26日	6月9日	7月7日	8月8日	9月16日	10月5日	11月11日	12月14日	1月25日	2月6日	3月15日
	結果の得られた日		4月22日	5月31日	6月15日	7月11日	8月10日	9月21日	10月12日	11月14日	12月19日	1月28日	2月9日	3月21日
	基準値	単位	測定結果											
硫黄酸化物	108.1以下	ppm	0.5未満	2.6	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
ばいじん	0.04以下	g/Nm3	0.01未満	-	0.01未満	-	0.01未満	-	0.01未満	-	0.01未満	-	0.01未満	-
窒素酸化物	250以下	ppm	29	-	34	-	27	-	30	-	35	-	44	-
塩化水素	700以下	mg/Nm3	1.3	-	0.8未満	-	1.0	-	0.9未満	-	1.0	-	0.9未満	-

ダイオキシン類（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		7月20日											
	結果の得られた日		8月30日											
	基準値	単位	測定結果											
	0.1以下	ng-TEQ/Nm3	0.0016											